

○議案第43号 守口市寺方ポンプ場更新事業者プロポーザル選定委員会条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝市民環境委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、選定委員会による寺方ポンプ場更新事業に必要な都市計画法に基づく計画変更の手続きを事業者選定と並行して行っているところであるが、大阪府との事前協議により、当該計画は事業者選定の公告までに市民へ周知、説明しておくことが望ましいとの判断に至り、事業者選定においては計画変更の進捗に合わせて行う必要があることから、選定委員会の設置期間を延ばすため、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、寺方ポンプ場の更新事業は長期間にわたるため、引き続き慎重に事業を進めるとともに、市民への丁寧な説明に意を配されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。